

# 愛知県 1300万円分の簿外切手発見も 「裏金ではない」と強弁

愛知県は、帳簿に記載されていない約1311万円分の切手が県庁内倉庫から発見されたと12月1、26に発表しました。<http://www.pref.aichi.jp/0000048249.html>

## 愛知県は簿外管理でも「私的流用はなく、裏金とは考えにくい」と説明

切手が入っていた封筒には1989～94年の日付が押されていたとのこと。過去一部職員はこの切手を職務上使っていたといいますが、

愛知県地域振興部長は「今のところ個人的に利用したという話はなく、裏金のようなものとは考えにくい」としています。

しかし、以下の点で問題だと考えます。

## 「簿外」にした時点ですでに裏金

1) そもそも正規の帳簿に記載されていない切手が存在すること自体、法令違反であり、これこ

そ「裏金」なのです。

愛知県特有の用語として、「不明朗な現金等」「不適正な経理処理」なるものを編み出していますが、私的流用なくとも法律に基づいていないものは「裏金」そのものです。

<http://www.omnagoya.gr.jp/tokusyuu/uragane/090216matome.pdf>

## 切手での裏金作りは各地で行われてきた

2) 予算を使い切るために切手を大量に購入したり、架空取引で業者に切手を納入させ、いつでも換金できる体制にして裏金化することは、静岡県庁をはじめ各地の役所で行われてきたことです。

<http://www2.ocn.ne.jp/~sizuoka1/uragane.html#tui>

愛知県でも、愛知芸術文化センターで2006年に発覚した詐欺事件では架空取引で業者に換金用の切手を納入させて、担当職員が私的に現金を得ていた事件がありました。

## 過去に県が行った裏金調査が甘かった

3) 2008年に発覚した、愛知県の「不適正な経理処理」の調査では「不明朗な現金等」の追及が甘いと名古屋市民オンブズマンが指摘したにもかかわらず“金庫の中に入っている”現金・通帳のみ調査をし、OBの対面調査もしてきませんでした。

<http://www.omnagoya.gr.jp/tokusyuu/uragane/090226.pdf>  
愛知県は再発防止策をとったと主張してきましたが、それから3年間も問題を放置してきたことになります。

## 知事のリーダーシップで徹底的調査を求め

20年近く前の情報なので、市民オンブズマンが直接情報公開請求して裏金調査をすることは困難です。

大村知事をトップとした、徹底的な調査を求めます。



## 巻頭言

# 「誰か」に期待するのはやめよう

昨年の今頃、果たして一年後にこのような文章を書くことになるなどとは思ってもみなかった。とにかく、去年は震災、そして原発事故の年だった。あの3.11から社会の何かが変わった。いや、変えなければならないことが明白になったというべきか。

全国市民オンブズマンは震災後、エネルギーの選択が民主主義の問題であるとして、全国大会のメインテーマを電力自由化に変えた。しかし、エネルギー問題のみならず、震災復興に関する様々な課題は同時に地方自治の在り方や地域での意思決定の方法など、我が国の民主制が以前から抱える問題でもある。復興は、私たちの民主主義に対する姿勢と覚悟を問うているのだ。

去年は名古屋市と愛知県でトリプル選挙があった。年末には大阪市と大阪府でもダブル首長選が行われた。そしていずれも「改革」を強調する地域政党の候補者が圧勝した。既存の政党とその会派が多数派を構成する議会に対する不信が、地域政党の候補者への高い支持の背景にあることは明らかだ。これまでの議会の御輿に乗った代表者ではなく、わかりやすく私たちの議会に対する不満を代弁してくれる痛快な「誰か」に政治を託した方がいい、という意識に有権者が立ったとしても不思議ではない。

だが果たして、政治を「誰か」に託する、という考えは正しいのだろうか。そもそも「誰か」に託した結果が今の議会ではないか。或いはその「誰か」は本当に信頼のできる「誰か」なのだろうか。その「誰か」は「別の誰か」を敵にすることで、自分の支持率を上げているだけかもしれない。痛快な批判や威勢の良いキャッチフレーズ以外にどのような社会を目指そうとしているのだろうか、その「誰か」は。

私たちが暮らしている民主主義社会は、「誰か」にまかせれば良い、というほど単純なものではない筈だ。いくら高い支持率でスタートしたとしても、選ばれた政治家は必ず、たくさん過ちを犯す。その誤りに気づき、その誤りをただすことそれ自体が、民主主義の制度なのだ。投票することで権利の行使が終了するのではない。投票した時が、市民の権利行使の始まりなのだ。

震災復興が本格的な課題となってくる今年だからこそ、「誰か」の登場に期待することはもうやめようではないか。いっそ誰が出てきても同じだ、と思い、少しでも決定が良くなるように政治に働きかけるチャンネルを増やしていくことをこそ提案したい。情報公開の運動でもいい、住民監査請求でもいい、熟議民

名古屋市民オンブズマン  
タイアップグループ機関紙  
1995年10月25日第1号発行  
事務局 名古屋市中区丸の内3-7-9  
チサンマンション丸の内第2 303  
tel : 052-953-8052  
fax : 052-953-8050

民主主義の理念を体現しようとする討論会の開催でもいい。

震災の復興に際してもう一度私たちが草の根の民主主義に対する信頼を取り戻すことこそ、真の復興と言えるのではないだろうか。

1年の任期で1月から代表に就任しました。復興への住民参加とポピュリズムが民主主義の大きな課題となっているのではないのでしょうか。

いわばその狭間で、名古屋市民オンブズマンは活動します。市民オンブズマンが民主主義の学校として機能するよう、考え、行動したいと思えます。よろしくお願ひします。

(新代表 新海 聡 弁護士)



## 日程：名古屋市民オンブズマン・タイアップグループ 2012年2月以降

月	日	曜日	時間	行事・裁判・催し	場所
2	14	火	10:30-	黒塗り公用車住民監査請求 意見陳述	名古屋市監査委員事務局
2	16	木	11:30-	愛知県議政務調査費住民訴訟	名古屋地裁
2	24	金	14:00-	自民党名古屋市議団政務調査費住民訴訟	名古屋高裁
3	22	木	18:00	第4回愛知県内議員通信簿の会	オンブズ事務所

\* 毎週火曜日午後6時半から例会をオンブズ事務所(大津橋南100m西側 チサンマンション3階)で開いています。  
☆カンパ大募集中! 郵便振替口座00870-9-105687 「名古屋市民オンブズマンタイアップグループ」

市長談「納税者が苦しんで公務員が楽しとる！」名古屋市では

# 市長が軽自動車で職員が黒塗車に乗っとる

という事実に違和感のない市の職員はどこかおかしいのではないか？それとも市長が裸の王様なのか？「まず隗より始めよ」も王様に権威があつてこそ出来るのだ。

民間企業で平社員が運転士つき黒塗社用車を使うことなどあり得ない。これは常識だ。

ところが市では黒塗車の稼働率向上のためと称して原則課長級以上も使用を認めている。そし

て右表のように現実には秘書室を含む局長級未満の無資格者の使用が53.1%と過半数だ。

なるほど言い分通り黒塗車は余っている、だからこそ無資格者が乗る。

**ほんらい黒塗車は要らない**のだ。それがわからぬ市の職員も裸の王様の同類ではないか。

名古屋市黒塗公用車の利用者

使用者	回数	比率
乗客	9	5.0
議員・委員	43	24.0
市長・副市長	3	1.7
局長級	29	16.2
部長級	43	24.0
秘書室	22	12.3
課長以下	0	16.8

## 黒塗公用車は運転士の雇用維持のためにある

市でも黒塗車の過剰は認識しているが、減車した場合余剰運転士の処遇に困るといふ。市の規則で運転士等の技術職員は事務職には配転出来ない、また他の職場でも運転士の要求はないといふ。

さらに黒塗車の廃車時期には補充してでも車をあてがわねばならない、という。ここまできると議論にならない。

市長足下の秘書室が運転士の雇用対策として黒塗車を揃えることになんの抵抗もないのだ。

配転の制限については、市の

職員の任用に関する規則第2条で「一般事務に関する職と一般技術に関する職との間の転任では転任試験に合格しなければならない」としているが、同条のただし書きでは「人事委員会が特別の定めをしたときは、この限りでない」のである。

また「地方公務員の吏員は事務吏員及び技術吏員とする」と定めた地方自治法第173条は平成16年の法改正で削除されているように、自治体内での横断的で柔軟な人事異動こそ自治体が検討すべき課題なのである。

## 河村市長の統治能力を疑う

この黒塗車問題はこれまでたびたび申し入れなどで指摘してきたにもかかわらずこの状態が放置されていることを見れば、市長の統治能力に疑問を抱かざるを得ない。

もつとも黒塗車が無くなれば「秘書課庶務係」は消滅せざるを得ない。必死の縄張り維持というのは穿ちすぎか？

## 黒塗車は外部委託で

市長室の黒塗フリー車10台の1ヶ月間の走行距離をタクシー料金に換算すると年間¥1200万～1600万になる。10台の黒塗車を維持し10名の運転士の雇用費を考えれば外部委託で大幅の節税になることは論を待たない。

まして、黒塗車の場合はすべて往復走行距離であり、営業車の場合は片道使用も可能である。

(柴田孝介)

## 黒塗車廃止で監査請求

われわれは1月25日名古屋市の黒塗車保有状況を違法かつ不当な公金の支出であると市の監査委員に監査請求書を提出した。

従来の監査結果は却下事例が多い。しかし本件は以上で述べたように市長の足下で起っている市政の著しい矛盾を突いたものだ。

監査委員は法解釈以前に納税者である市民の感覚と視線を重

視して本質を見抜いてほしい。

少なくとも地方自治法第二条の「〇14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げようようにしなければならない」に明らかに反している。

監査委員の冷静な判断を期待したい。

平成23年9月名古屋市黒塗車の市長副市長専用車以外8台の運行状況

フリー車8台の集計	出庫日数	出庫回数	乗車人数	走行距離	出庫ごとの走行距離	無出庫日数	タクシー換算	ハイヤー換算
月間合計	114	181	372	3,577	20	84	¥1,018,766	¥1,328,916
1台あたり	13	20	41	397	2.20	9.33	¥113,196	¥147,657
1台1日当り	0.42	0.67	1.38	13.25	0.07	0.31	¥3,773	¥4,922

# 名古屋市議会 改革推進会議

## 小委員会是非公開

名古屋市議会は平成24年1月19日に「第1回議会改革推進会議」を開きました。<http://www.city.nagoya.jp/shikai/category/352-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

### 議会改革を議論する場 ネット中継せず

### 小委員会は公開もせず

「推進会議」は“委員会に準じて”傍聴を認めるが、小委員会は考え方を整理する場なので非公開とのこと。

その割には、委員会で行って

いるインターネット中継を推進会議では行いません。

しかも、配布資料はインターネット上に載っていません。

配布資料が欲しいと市会事務局調査課調査係に問い合わせたところ「傍聴者には配布しているが、傍聴していない人は情報公開請求してほしい」とのこと。

これは、名古屋市議会基本条例6条3項に違反するのではないかと聞いたところ「検討する」と言う。

名古屋市議会基本条例第6条3 議会の会議等で用いた資料は、積極的に公開する。

<http://www.reiki.city.nagoya.jp>

[/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ai50212021.html](http://reiki_int/reiki_honbun/ai50212021.html)

### 配布資料は要求したらよやく閲覧可

12/1 /30に担当者から電話があり「推進会議の配布資料は、市会図書室と市政情報課に閲覧した」とのこと。

<http://nagoya.ombudsman.jp/data/120119gikai.pdf>

本来、議会改革を議論するのは、市民に開かれた場であるべきです。活発な議論を求めます。

(内田 隆)

## 情報公開法を無にする

# 「秘密保全法」とは何か

12/2/8(水)日弁連主催の「秘密保全法制と報道の自由について考える院内集会」に参加してきた。[http://www.nichibenren.or.jp/event/year/2012/120208\\_2.html](http://www.nichibenren.or.jp/event/year/2012/120208_2.html)

参加者は140人国会議員6人秘書代理出席12人も参加した。

配布資料 <http://www.ombudsman.jp/data/120208.pdf>

恥ずかしながら「秘密保全法」の名前は聞いたことがあったが内容まで詳しいことは知らなかった。

### 「秘密保全法」の対象はお上次第 原発情報隠しも正当化可能

講師が説明するには、「2010年に起こった尖閣諸島ビデオ流出を踏まえ、秘密保全法(案)が本国会に提出されようとしている」とのこと。

「特別秘密」と呼ばれる、政府等において特に秘密にする必要

があると判断した情報(国の安全・外交・秩序維持)について、内部告発はおろか、過失による場合も漏洩として職員が処罰される。

それどころか、取材やアクセスも、漏洩の教唆、特定取得行為として処罰されようとしている。

秘密漏洩を防ぐためと称し、情報管理をするものやその周辺の人々の私生活を詳しくチェックする(人的管理)とのこと。

問題としては、「特別秘密」に何を指定するかは時の政権次第で、「パニック防止のため」として原発情報隠しも正当化される可能性もある。

### 「秘密保全法」で報道・取材が萎縮するだけでなく、情報公開法が空文化

集会では各種報道団体が、「報道の自由が守れなくなる」と反対表明した。

さらに、1972年の沖縄返還時にアメリカと密約を結んでいたことを報じた西山太吉氏は「特別秘密は行政が勝手に決める。報道も困るが、一番困るのは『特別秘密』が情報公開法の対象から外れ、情報公開法が空文化してしまうことだ。」と喝破した。

### たなざらしの情報公開法 改正が先

集会では「民主党は情報公開を掲げて政権交代したはずなのに、情報公開法改正はたなざらしで、情報を隠し(秘密保全法)、国民の情報を吸い上げる仕組み(共通番号、人的管理)を作ろうとしている」と批判が相次いだ。

情報公開制度を活用してきた市民オンブズマン運動にも、莫大な影響が予想される。今後も法案の行方を注目していきたい。

(内田 隆)